

一部改正に伴う新旧対照表

例 規 名	彦根市火災予防条例	所 管 課	消防本部予防課
改正根拠法令 および改正趣旨	<p>対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(平成 24 年総務省令第 17 号)(平成 24 年 3 月 27 日公布・平成 24 年 12 月 1 日施行)</p> <p>近年の電気自動車の普及に伴い設置が進められている電気自動車用の急速充電設備について、その特性等を踏まえた火災予防上必要な安全対策について全国的に統一した基準を定める必要があることから、これを対象火気設備等の種類に追加するとともに、これを設置する際の位置、構造および管理に関する基準の細目を新たに定めるなどの条例の制定に関する基準の改正が行われるもの</p>	条例の改正等 趣 旨	<p>左記の省令改正に伴い、対象火気設備等の種類に電気自動車用の急速充電設備を追加するとともに、これを設置する際の位置、構造および管理に関する基準の細目を新たに定めるもの</p>

改 正 案	現 行
<p>本則</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 火を使用する設備の位置、構造および管理の基準等</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 火を使用する設備およびその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造および管理の基準</p> <p>(変電設備)</p> <p>第 11 条 屋内に設ける変電設備(全出力 20 キロワット以下のものおよび次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造および管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	<p>本則</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 火を使用する設備の位置、構造および管理の基準等</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 火を使用する設備およびその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造および管理の基準</p> <p>(変電設備)</p> <p>第 11 条 屋内に設ける変電設備(全出力 20 キロワット以下のもの_____を除く。以下同じ。)の位置、構造および管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>

2・3 (略)

(急速充電設備)

第 11 条の 2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車または同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力 20 キロワット以下のものおよび全出力 50 キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造および管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。
- (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- (3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (7) 漏電、地絡および制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡または制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (8) 電圧および電流を自動的に監視する構造とし、電圧または電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (9) 異常な高温とならない構造とし、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を

2・3 (略)

講ずること。

(11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにおいて、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧および電流を自動的に監視する構造とし、電圧または電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならない構造とし、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検および整備に支障のないようにすること。

(14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理および清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造および管理の基準については、前条第 1 項第 2 号、第 5 号、第 8 号および第 9 号の規定を準用する。

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第 12 条 (略)

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造および管理の基準については、第 3 条第 1 項第 17 号および第 18 号の 3 ならびに第 11 条第 1 項の規定を準用する。この場合において、第 3 条第 1 項第 17 号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造および管理の基準については、第 3 条第 1 項第 17 号および第 18 号の 3、第 11 条第 1 項第 3 号の 2 および第 5 号から第 10 号までならびに第 2 項ならびに本条第 1 項の規定を準用する。この場合において、第 3 条第 1 項第 17 号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第 12 条 (略)

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造および管理の基準については、第 3 条第 1 項第 17 号および第 18 号の 3 ならびに前条第 1 項の規定を準用する。この場合において、第 3 条第 1 項第 17 号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造および管理の基準については、第 3 条第 1 項第 17 号および第 18 号の 3、前条第 1 項第 3 号の 2 および第 5 号から第 10 号までならびに第 2 項ならびに本条第 1 項の規定を準用する。この場合において、第 3 条第 1 項第 17 号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力 10 キロワット未満のものうち、次に掲げる基準に適合する鋼板(板厚が 0.8 ミリメートル以上のものに限る。)製の外箱に収納されているものの位置、構造および管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号(アを除く。)および第 18 号の 3、第 11 条第 1 項第 7 号、第 8 号および第 10 号ならびに本条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定を準用する。

(1)・(2) (略)

5 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、または設置の工事がされている改正後の第 11 条の 2 に規定する急速充電設備のうち、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力 10 キロワット未満のものうち、次に掲げる基準に適合する鋼板(板厚が 0.8 ミリメートル以上のものに限る。)製の外箱に収納されているものの位置、構造および管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号(アを除く。)および第 18 号の 3、前条第 1 項第 7 号、第 8 号および第 10 号ならびに本条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定を準用する。

(1)・(2) (略)

5 (略)